

はままつ起業家カフェ運営協議会

令和3年度 会社設立支援補助制度のご案内

はままつ起業家カフェでは、起業意欲を高め、地域経済の活性化を図るために、初めて会社（本社の登記住所が浜松市内）を設立（登記）した方に対し、会社設立までに要した費用の一部を補助します。

※詳細は「はままつ起業家カフェホームページ

(<https://www.hamamatsu-startup.com/event/setsuritsu/>) を確認願います。



1. 補助対象者

初めて会社を設立した方（会社の代表者）で次の要件を全て満たす方です。

※会社とは、会社法に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。

- (1) **令和3年4月1日～令和4年3月18日**内に中小企業者^(※1)として**初めて会社を設立(登記)した方**
 ※既に個人事業者として開業している場合は、**個人事業の全ての事業を初めて設立した会社の事業へ変更(法人化)**したうえで、個人事業者の開業日から会社の設立日(会社成立の年月日)までに5年が経過していないこと。また、**個人事業を継続したままで「初めての会社」を設立していないこと。**
 ※会社を設立する段階で、既に別の会社を設立していない方
 ※会社を設立する段階で、既に別会社の代表権を持つ地位についていない方
- (2) 設立した会社の本社（本店又は本社として登記されている住所地）が浜松市内にあること
- (3) **会社の設立日までに**、浜松市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の証明（以下「特定創業支援証明書」という。）を受けた方
- (4) 市税の滞納がない方 等

※1 中小企業基本法第2条で規定する中小企業者であり、①のどちらか一方の基準を満たしている企業であることと、②～③のいずれにも該当しないことが条件です。

- ① 中小企業者の資本金基準又は従業員基準（資本金か従業員のうちどちらかの基準を満たすこと）
 （常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。）

業種（主たる事業として営む事業）	資本金基準 （資本の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員数）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

- ② 同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している
 ③ 複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している
 なお、大企業は①に定める中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

2. 補助対象経費

※会社設立に係る以下の経費を対象とします。ただし、消費税及び地方消費税、振込み手数料は対象外です。**支払い方法は、銀行振込、現金支払のみです。**その他の支払い方法（カード決済等）は認めません。

- (1) 定款認証に必要な費用
- (2) 登記申請に係る費用
- (3) 会社設立に要する手続きを司法書士等に依頼した場合の報酬等の費用

※印鑑証明書や謄本（定款・登記簿）の取得経費及び電子定款保存料は補助対象外です。

3. 補助金額

補助対象経費×1/2以内 限度額は10万円

（予算の範囲内において、申請書の受付順で審査し補助金を交付するため、予算が無くなり次第受付を終了します。）

4. 申請スケジュール

(1) 【特定創業支援証明書の交付】(補助対象者(会社の代表者)本人名での証明書)

・交付までに最短でも1.5ヶ月程度時間がかかりますので、会社の登記準備と併せて事前に準備をお願いします。会社の設立日より前に本証明書の交付を受けることが本補助金の条件です。
・証明書の交付手順については、次のホームページを参照 詳細は事務局に確認下さい。
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/shien/tokuteisougyou.html>)

(2) 【会社の設立登記】 会社(補助対象者が会社代表で本社の住所が浜松市内)を法務局で設立登記 ※特定創業支援証明書を使用すると、法務局で会社登記をする際の登録免許税が減免されます。

(3) 【申請書提出】

補助対象者は、**令和4年3月31日**までに、「会社設立支援補助金交付申請書」(1部)に下記「添付書類」を添付し、事務局に提出(持参)して下さい。

※補助対象になる会社の設立(登記)期間:令和3年4月1日~令和4年3月18日

※申請書等は「はままつ起業家カフェホームページ

(<https://www.hamamatsu-startup.com/event/setsuritsu/>)」からダウンロードできます。

記載例も併せて確認できます。

予算の範囲内において、申請書の受付順で審査し補助金を交付するため予算が無くなり次第受付を終了します。そのため補助金を受けられない場合もありますのでご了承願います。
※申請書提出前に事務局に確認の電話連絡をして下さい。※

【添付書類】(①~⑦各1部)

①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

○浜松市内に本社が登記されていること。 ○補助対象者が会社の代表であること。

○**令和3年4月1日~令和4年3月18日の期間内の設立(登記)であること。**

②補助対象経費の支払いを証明する書類(見積書、請求書、領収書等)の写し

支払い方法は、銀行振込、現金支払のみです。その他の支払い方法(カード決済等)は認めません。

③市納税証明書(補助対象者(会社の代表者)個人の納税証明書)

・証明書の交付については、次のホームページを参照

(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/noze/zei/nouzei_shoumei.html)

④特定創業支援証明書の写し(補助対象者(会社の代表者)本人名での証明書)

・・・交付日が会社設立日より前であること。

⑤個人事業の開業・廃業等届出書の写し(既に個人開業している方が会社を設立した場合)

・・・個人事業の開業日の確認(個人事業の開業日から会社設立日までが5年未満であること)

⑥法人設立(変更)等届出書の写し

「浜松市中区元目町120-1 浜松市役所元目分庁舎 市民税課 法人担当(電話053-457-2152)」まで法人設立(変更)等届出書を提出し、提出された法人設立(変更)等届出書の写しを添付書類として提出して下さい。なお、市民税課への届出書の提出時には、登記簿謄本・定款が添付書類として必要です。

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminze/zei/siminze/houjin.html>)

「法人等の届出について」参照)

⑦事業概要(企業・製品パンフレット等)(ある場合のみ)

(4) 【交付決定】【請求】【補助金支払】

事務局は、申請書を確認し補助対象者宛に会社設立支援補助金交付決定通知書を送付します。

補助対象者は、事務局に決定通知書に基づき補助金請求書を提出し、事務局はその請求書に基づき補助金を支払います。

(5) 【実績報告】

補助対象者は、設立した会社の状況、雇用者数等について、補助事業年度の終了後5年間にわたり、毎年1回、事務局の指示に基づき報告していただきます。

【事務局】

はままつ起業家カフェ(申請書受付日時:土日祝祭日、年末年始を除く 申請書受付時間10:00~17:00)

〒432-8036 浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館1階

電話 053-525-9745 FAX 053-525-9746

E-mail: sogyo@hama-cafe.jp HP: <https://www.hamamatsu-startup.com>

【はままつ起業家カフェとは】 浜松市、(公財)浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の3支援機関の協同により、浜松商工会議所に設置するはままつスタートアップの創業支援総合窓口です。